

平成31年3月27日

当機構のリース事業を御利用いただいたお客様
当機構のリース事業のお取扱団体の御担当者様 各位

一般財団法人畜産環境整備機構

皇位継承による4月27日からの10連休に伴う4月末日納期限の
貸付料のお支払に係る違約金の取扱いについて(お知らせ)

標記のことについては、金融機関の一般的な取扱いに倣い、以下のとおり取り扱います。

【一般的な取扱い】

納期限が営業日以外の日当たる場合は、次の最初の営業日にお支払(当機構の口座着金)があったときに限り、支払遅延に伴う違約金(平成30年3月27日付け29環機第854号一部改正「高度化支援リース事業実施要領」第13の2)を請求しません。

したがって、今回の場合は、



4月30日納期限の貸付料のお支払については、当機構口座に5月7日に着金した場合に限り、違約金を請求しません。ただし、貸付料の当機構口座着金が5月8日以降のお客様については、5月1日から口座着金日までの日数に応じて違約金が発生します。

なお、違約金を請求するのは、その額が1,000円を超えた場合です(平成28年4月27日付け28環機第91号)。

以上